

広島県

漁港番号	漁港名	読み	種別	所在地(市町村名)	漁港管理者	漁業協同組合	分区	海岸保全区域	港則法適用	ピジター受入	指年月日	区域変更年月日	離島・半島	有人国境離島	備考
3710010	上ノ浜	かノハマ	1	廿日市市	廿日市市	大野町 大野保野町 大野保野町		○			S27.6.23	H17.10.26			
3710020	梅原	ウメハラ	1	廿日市市	廿日市市	大野保野町 大野保野町		○			S27.10.21	H17.10.26			
3710030	丸石	マルイシ	1	廿日市市	廿日市市	大野保野町		○			S27.10.21	H17.10.26			
3710035	五日市	イツカイチ	1	広島市	広島県	広島市		○	◎	○	S27.6.23	H9.12.18			
3710040	世上	セジョウ	1	江田島市	江田島市	江田島		○			S27.6.23		半島		
3710050	大屋	オオヤ	1	呉市	呉市	吉浦		○			S27.6.23	H6.10.13			
3710060	情島	ナカシマ	1	呉市(情島)	呉市	阿賀					S33.6.5		離島		
3710070	田原	タハラ	1	呉市	呉市	田原					S27.6.23	H17.3.18	半島		
3710080	長谷	ナガタニ	1	呉市	呉市	倉橋島		○			S29.10.30	H17.3.18	半島		
3710090	大地蔵	オオジソウ	1	呉市	呉市	下蒲刈町		○			S27.6.23	H16.3.29			
3710100	原	ハラ	1	呉市	呉市	蒲刈町		○	○		S37.10.2	H17.3.18			
3710105	竹原	タケハラ	1	竹原市	竹原市	芸南		○	◎		S26.8.21	H29.3.30			
3710120	大芝北	オオシキキタ	1	東広島市	東広島市	安芸津		○			S29.10.30	H17.1.28			
3710130	大芝南	オオシキナミ	1	東広島市	東広島市	早田原		○			S29.10.30	H17.1.28			
3710140	能地	ノチ	1	三原市	三原市	三原市		○			S26.8.21	S49.4.30			
3710150	須波	スナミ	1	三原市	三原市	三原市					S29.10.30				
3710160	西浦	ニシウラ	1	尾道市	尾道市	因島市		○			S27.10.21	H17.12.20			
3710170	鏡浦	カガミウラ	1	尾道市	尾道市	因島市					S29.10.30	H17.12.20			
3710180	大町	オオマチ	1	尾道市	尾道市	尾道東部					S29.10.30				
3710190	干汐	ヒシオ	1	尾道市	尾道市	向島町		○			S27.10.21				
3710200	立花	タテバナ	1	尾道市	尾道市	向島町		○			S29.10.30				
3710210	串浜	クシハマ	1	尾道市	尾道市	浦島		○	◎		S27.10.21				
3710220	海老	エビ	1	尾道市	尾道市	浦島		○			S27.10.21	S49.4.30			
3710230	泊	トマリ	1	尾道市(百島)	尾道市	浦島		○			S27.10.21	S49.4.30	離島		
3710250	福山	フクヤマ	1	福山市	福山市	田尻あんずの里		○	◎	○	S27.6.23	H29.11.6			
3720010	阿多田	アタタ	2	大竹市(阿多田島・猪子島)	大竹市	阿多田島		○			S26.8.21	S57.9.22	離島		
3720020	玖波	クハ	2	大竹市	大竹市	くば		○			S27.12.29	S49.4.30			
3720030	塩屋	シオヤ	2	廿日市市	広島県	大野町		○			S27.6.23	H17.10.27			
3720040	地御前	ジゴゼン	2	廿日市市	広島県	地御前		○			S27.10.21	S49.4.30			
3720060	美能	ミノウ	2	江田島市	江田島市	美能	2	○			S37.3.30	H16.11.1	半島		
3720070	畑	ハタ	2	江田島市	江田島市	沖	2	○			S27.10.21	H16.11.1	半島		
3720080	深江	フカイ	2	江田島市	江田島市	深江		○			S27.6.23	H16.11.1	半島		
3720090	柿浦	カキウラ	2	江田島市	江田島市	大柿町		○			S26.8.21	H16.11.1	半島		
3720100	音戸	オト	2	呉市	広島県	音戸	2	○			S26.8.21	H17.3.17	半島		
3720110	倉橋	クラハシ	2	呉市	広島県	倉橋島		○	○		S28.6.27	H17.3.17	半島		
3720120	安浦	ヤスウラ	2	呉市	広島県	倉橋西部 安浦		○			S27.6.23	H17.3.17			
3720140	沖浦	オキウラ	2	豊田郡大崎上島町(大崎上島)	広島県	大崎上島		○	○		S26.8.21	H16.4.1	離島		
3720150	豊島	トヨシマ	2	呉市(大崎下島・豊島・斎島・尾久比島)	広島県	呉豊島		○			S27.7.29	H17.3.17			
3720160	吉和	ヨシワ	2	尾道市	広島県	吉和		○	◎		S26.8.21	S49.4.30			
3720170	平	ヒラ	2	福山市	広島県	鞆の浦		○	◎		S27.7.29	S49.4.30			
3720180	走	ハシ	2	福山市(走島)	広島県	走島	3	○			S26.8.21	H6.8.16	離島		
3720190	横田	ヨコタ	2	福山市	広島県	横島		○			S26.8.21	H16.4.1			
3720200	箱崎	ハコザキ	2	福山市	広島県	田島	2	○	○		S27.6.23	H16.4.1			
3730010	草津	クサツ	3	広島市	広島県	井口島 広島市		○	◎		S27.12.29	H18.3.20			

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ピジター(一時利用をいう。)受入欄については、ピジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
6. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。